

各介護サービス事業所・施設管理者 様
(居宅サービス、介護療養型医療施設)

東京都福祉保健局
高齢社会対策部長 村田 由佳
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた対応について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他 3 県に対して発せられました。これを受けて、都内の介護サービス事業所・施設におかれましては、下記のとおり対応いただくとともに、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

記

1 業務継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

2 感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあり得ます。その際は、保健所等と協議の上、必要最小限の地域及びサービスといたします。

なお、上記以外の入所施設や訪問系サービスについては、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるよう引き続きお願いします。

3 感染防止・感染者等が発生した場合の支援

以下の補助事業を状況に応じて活用願います。

(1) 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業（施設系が対象）

介護施設等の実情に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じるための PCR 検査費用等の補助

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

介護従業者及び利用者に感染者等が発生した場合の消毒・清掃、マスク等の感染防止物品、職員の割増賃金などのかかり増し経費の補助 など

詳細は、下記 URL を参照願います。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/index.html>

4 御留意いただく事項

- (1) 感染者の発生により休業する場合は、居宅介護支援事業所等と連携するなど、利用者に必要なサービスが提供されるよう、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、東京都の担当まで休業報告をお願いします。
- (2) 国通知などの新型コロナウイルス感染症関連情報については、福祉保健局ホームページ「東京都介護サービス情報」にて適宜御確認をお願いします。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/

※ 緊急事態宣言を受けて、厚生労働省から令和3年1月7日付事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」（介護保険最新情報 Vol. 908）が発出されていますので、こちらも御確認ください。

- (3) 職員の健康管理を徹底いただくとともに、休憩室等でのマスク無しの会話・飲食等、感染リスクが高い行動への注意喚起をお願いします。

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 介護事業者担当 電話 03-5320-4274